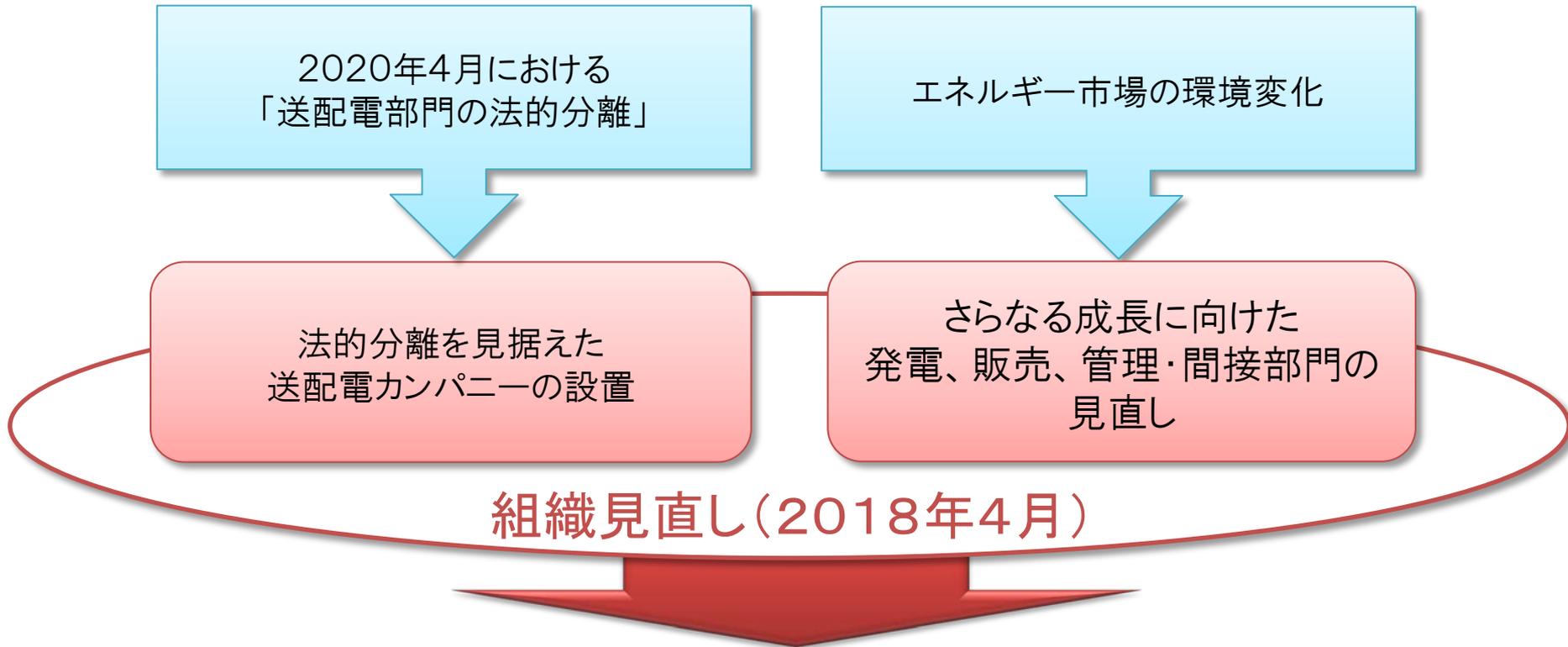


法的分離への円滑な移行と さらなる成長を目指した組織見直しの概要

2017年12月22日
北海道電力株式会社

■ 組織見直しの目的・背景

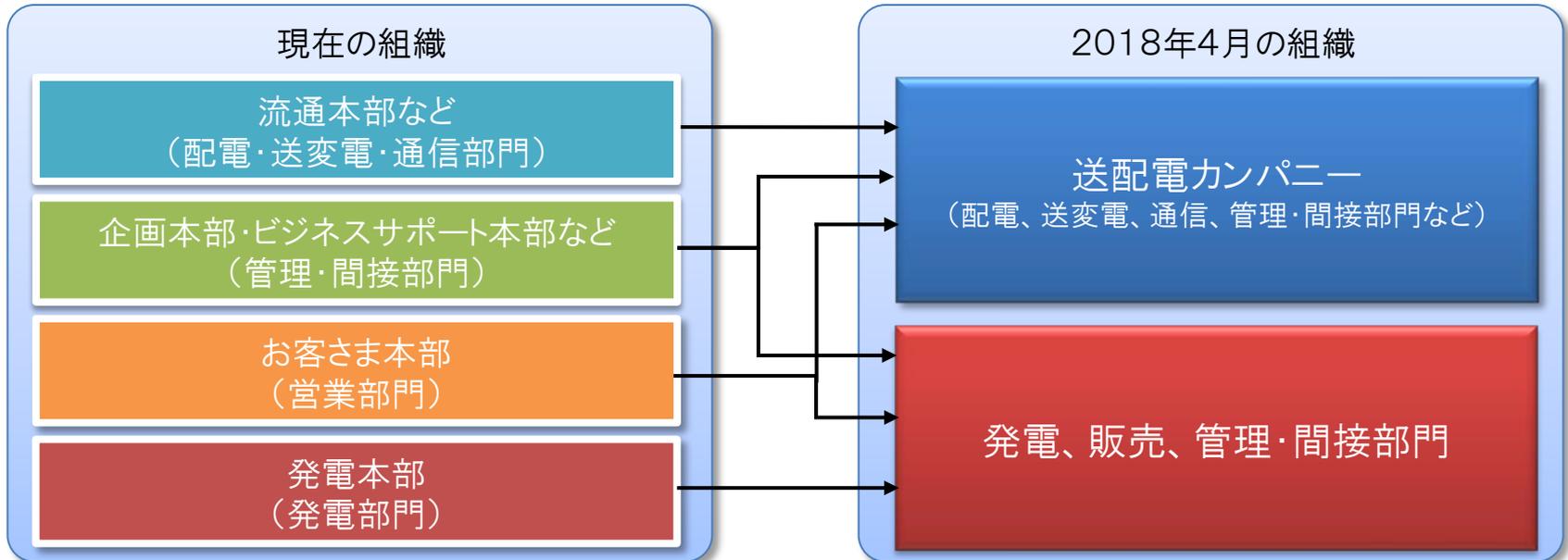
- 2020年4月における送配電部門の法的分離や、エネルギー市場におけるさらなる成長に向けて、2018年4月1日付で組織の見直しを行います。



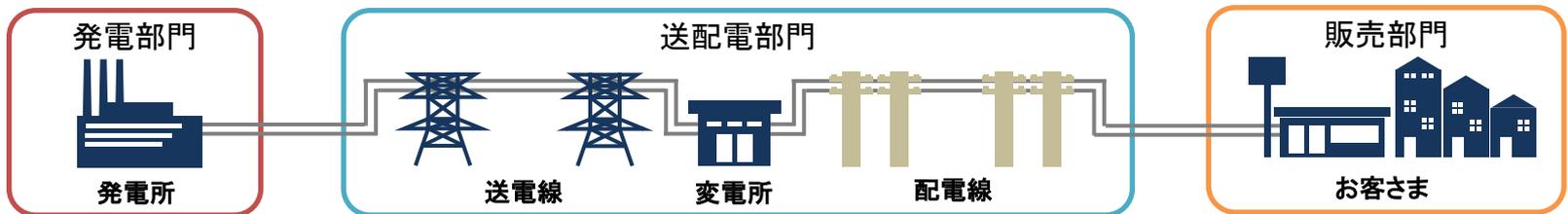
経営環境が変化する中においても、当社がこれまで脈々と受け継いできた技術力と使命感をもって、責任あるエネルギー供給の担い手としての役割を全うし、地域の持続的発展に尽くしてまいります。

■ 組織見直しの概要

- 2020年4月の法的分離に向けて、総合力の発揮と効率性を重視し、発電・販売事業を配置する「事業持株会社」および「送配電会社」の2社体制をベースに検討を進めています。
- 今回の組織見直しでは、「送配電会社」への移行を見据えた「送配電カンパニー」と、将来の「事業持株会社」を想定した「発電、販売、管理・間接部門」に再編します。
- 業務運営を通じて、円滑な組織体制の移行に向けた評価・検証を行うとともに、送配電事業の透明性・中立性の一層の向上を図ります。今後も、経営環境の変化をとらえ、会社経営基盤の強化を図るため、さらなる効率化や集中化などについて検討を深めてまいります。

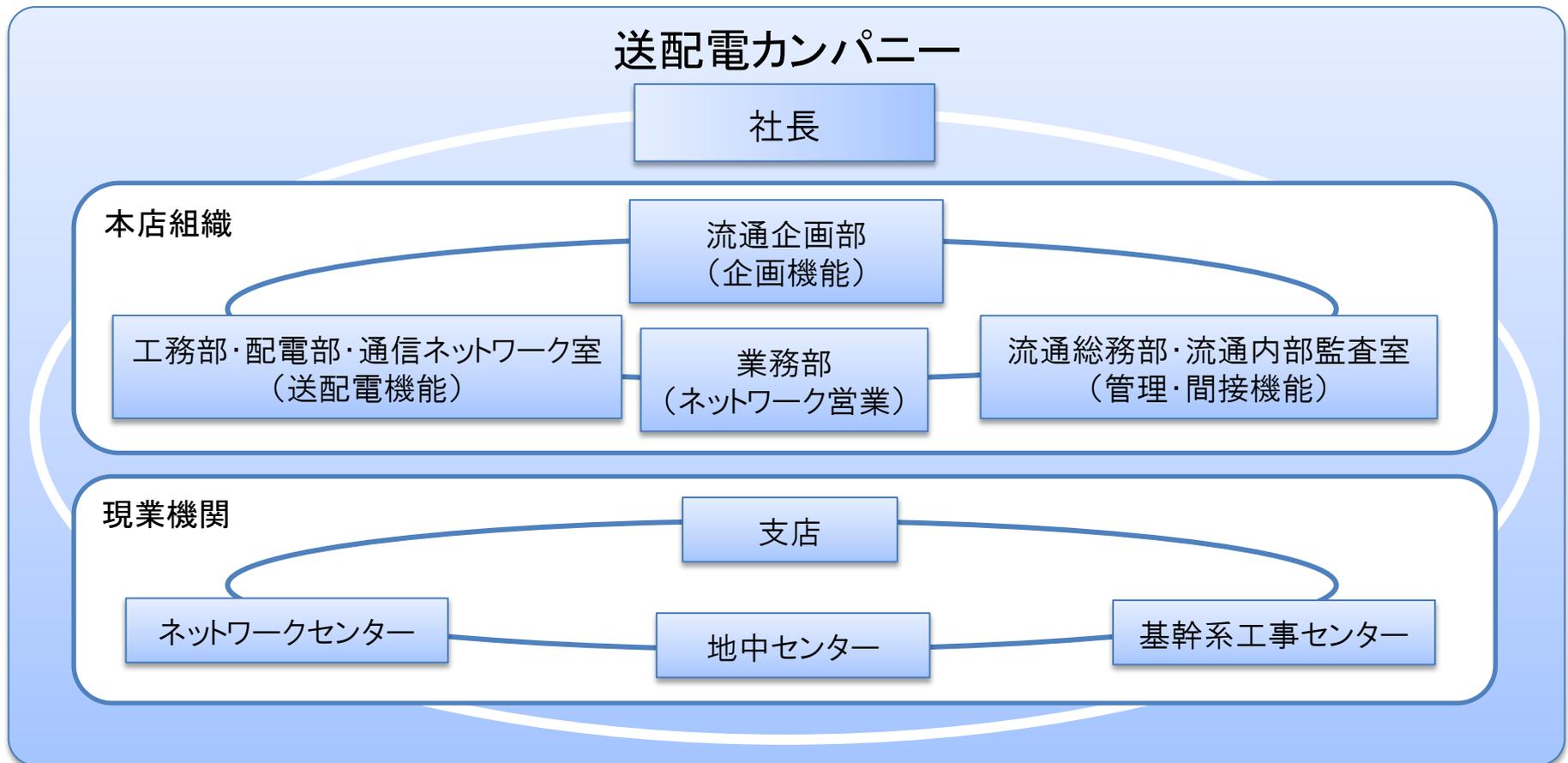


【電気の流れ】



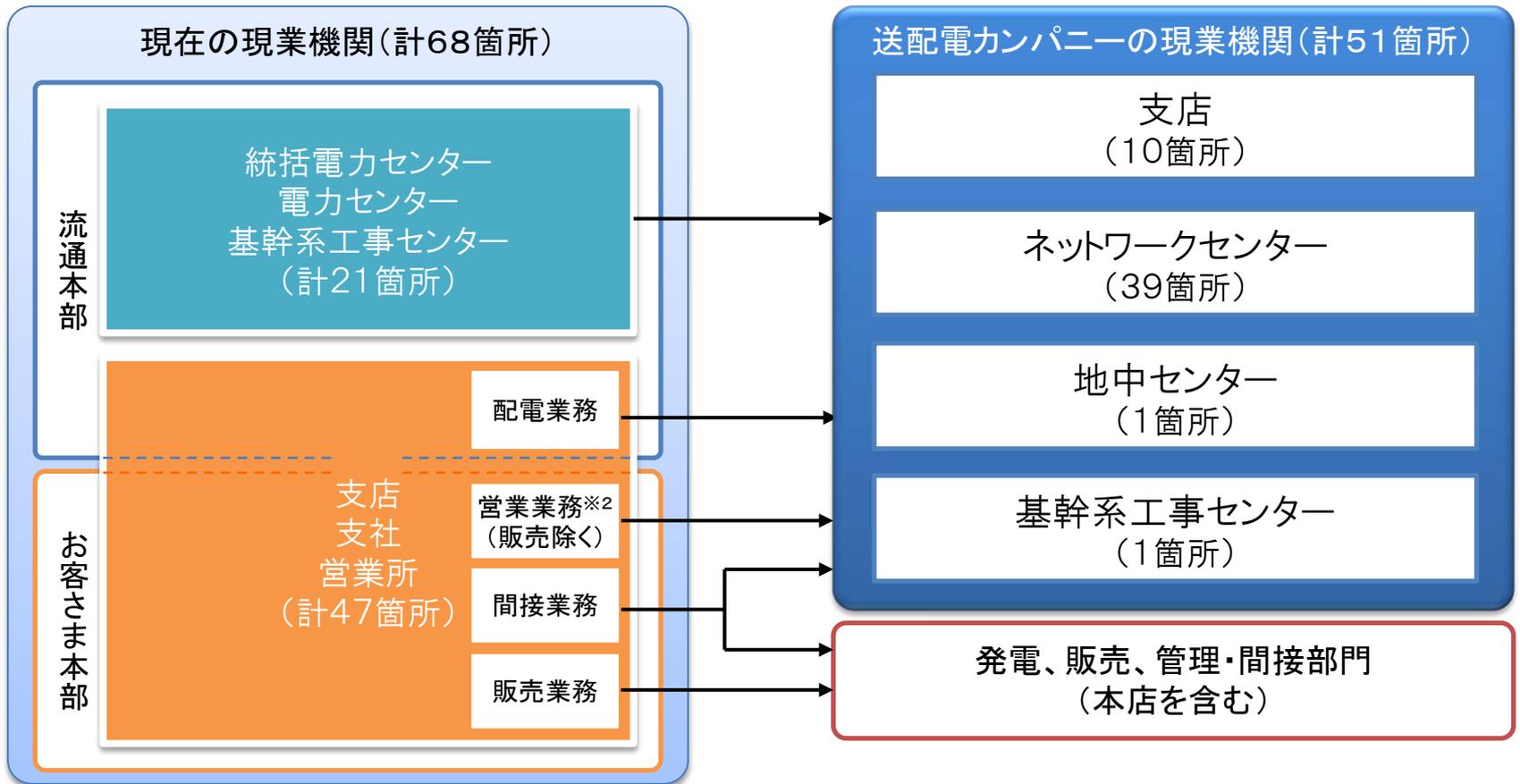
法的分離を見据えた送配電カンパニーの設置

- 「送配電カンパニー」は、法的分離後の送配電会社を想定した体制とし、カンパニー社長を配置するとともに、送配電機能に加えて、管理・間接などの必要な機能を有する組織とします。
- 全道各地に「支店」や「ネットワークセンター」などを「送配電カンパニー」の現業機関として配置します。



■送配電カンパニーの現業機関の体制

- 現在の電力センター、支店・支社・営業所が担う業務のうち、販売業務と一部の間接業務※¹を除く全ての業務を「送配電カンパニー」の現業機関に移行します。
- これらの機関を通じて、これまでと変わることなく、地域の皆さまに安心して電気をお使いいただけるよう、電力の安定供給確保の責任を果たしてまいります。また、地域の窓口として、様々な地域のニーズにお応えしてまいります。



※¹ 集中化メリットのある業務

※² 停電時のお問い合わせへの対応や電気供給工事のお申し込み受付など

■将来「事業持株会社」への移行を想定する「発電、販売、管理・間接部門」においては、発電・販売部門が一体となった事業戦略の展開により、収益向上を目指してまいります。

グループ経営・
戦略機能の強化

経営企画室の設置

- グループ会社の経営管理機能を経営企画室に集約し、グループ全体での経営基盤強化を推進
- 販売戦略・電源計画・需給計画の策定と、需給運用・取引を行い、発電・販売が一体となった事業戦略を展開

事業領域拡大に向けた
取り組みの強化

総合エネルギー事業部の設置

- 収益源の多様化と収益の拡大を図るため、エネルギー全般に係る事業領域拡大を一貫して推進

販売力の強化

販売推進部の設置と現業機関の再編

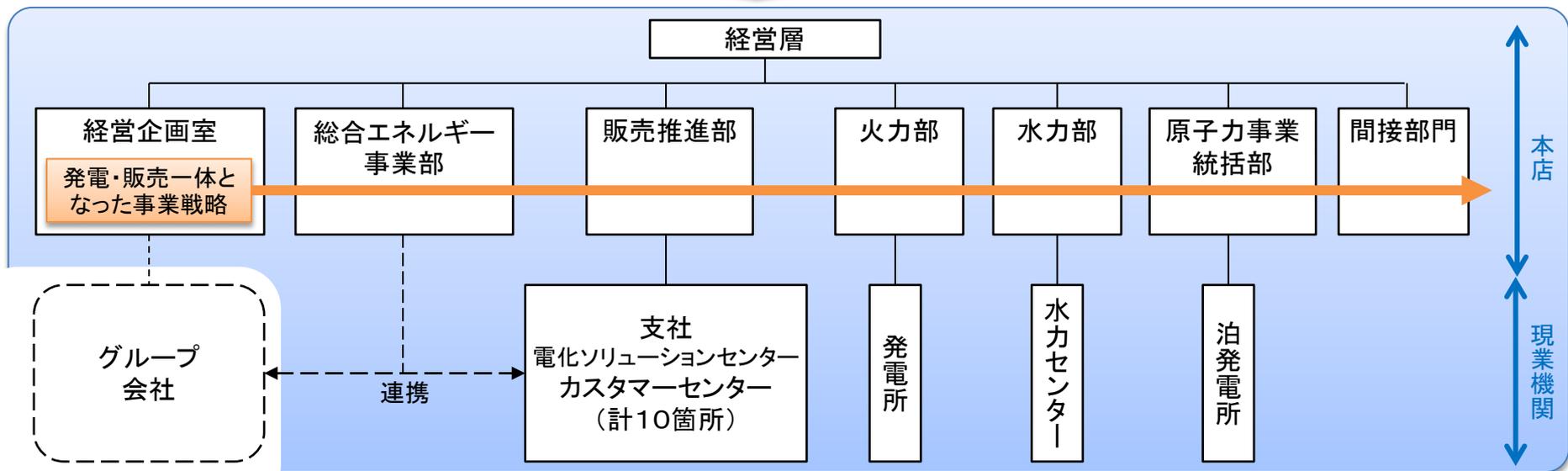
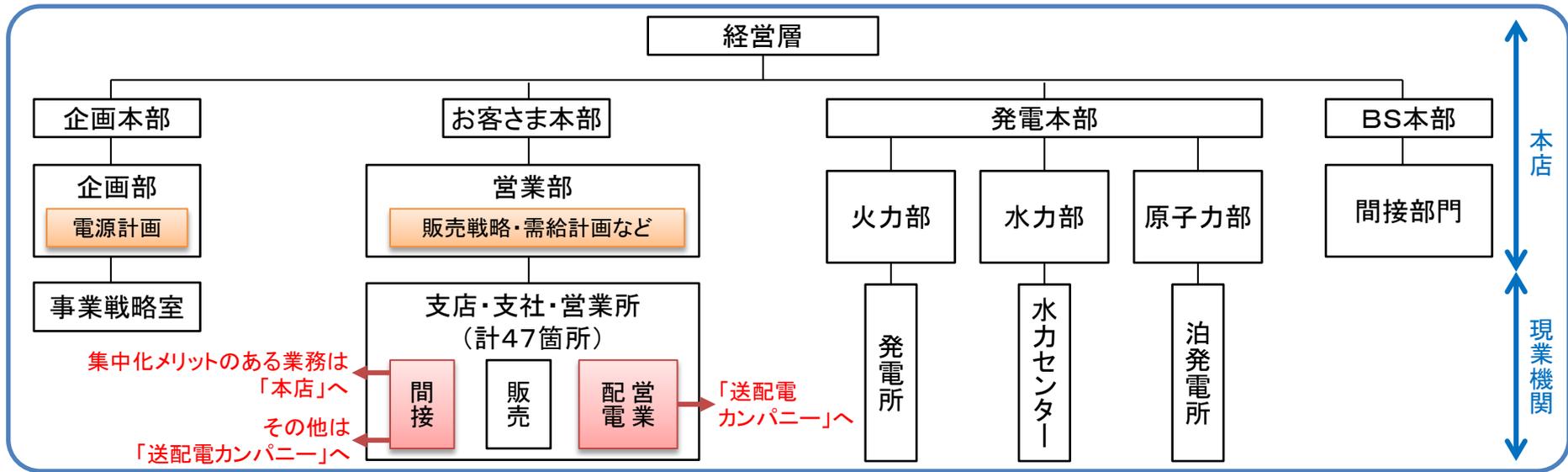
- 販売活動に関する具体施策の企画・立案を担う「販売推進部」、販売活動の地域拠点としての「支社」を設置するとともに、法人のお客さまへの電化提案や省エネ診断等を行う「電化ソリューションセンター」等の専門組織を設置し、販売活動を強力に展開

効率化の推進

間接部門等の集中化

- 人事労務、総務、経理業務等のうち大量定型業務を中心に現業機関から本店へ集約し効率性を追求

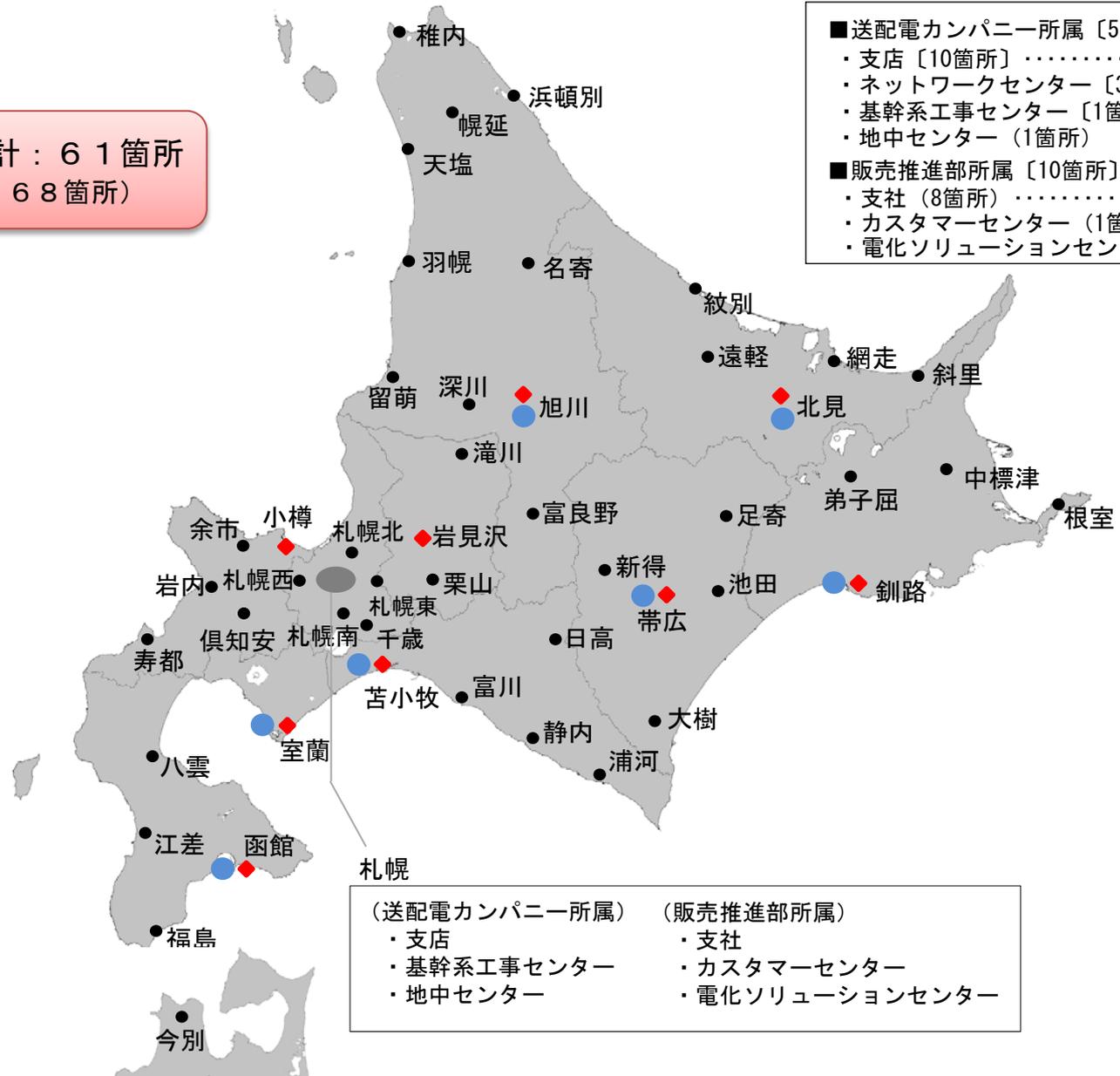
■ 発電、販売、管理・間接部門の組織見直しのイメージ(一部抜粋)



2018年4月の現業機関所在地(発電部門を除く)

現業機関計：61箇所
(現在：68箇所)

- 送配電カンパニー所属 [51箇所] (凡例)
- ・支店 [10箇所] ◆
 - ・ネットワークセンター [39箇所] ●
 - ・基幹系工事センター [1箇所]
 - ・地中センター (1箇所)
- 販売推進部所属 [10箇所]
- ・支社 (8箇所) ●
 - ・カスタマーセンター (1箇所)
 - ・電化ソリューションセンター (1箇所)



札幌

(送配電カンパニー所属)	(販売推進部所属)
・支店	・支社
・基幹系工事センター	・カスタマーセンター
・地中センター	・電化ソリューションセンター

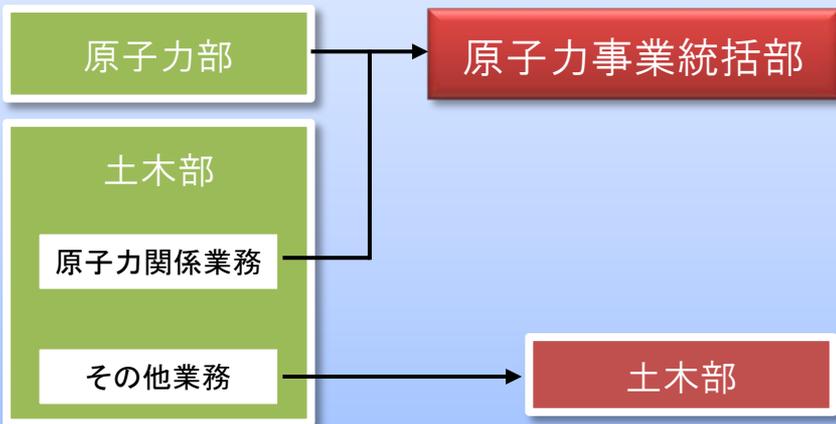
■原子力部門の組織見直し

- 新規規制基準の審査対応はもとより、泊発電所のさらなる安全性向上に向けた取り組みの強化を図るため、原子力に係る業務を一元的に集約化した「原子力事業統括部」を設置します。
- 原子力部門の組織見直しにあわせて、内部監査機能の強化を図るため、「原子力監査室」を設置します。
- 組織の見直しについては、12月8日に保安規定*変更認可申請を行っており、現在、原子力規制委員会による審査を受けているところです。
(2017年12月8日 お知らせ済み)

本件は、他の組織見直しと同様、2018年4月1日を予定していることから、あわせてお知らせするものです。

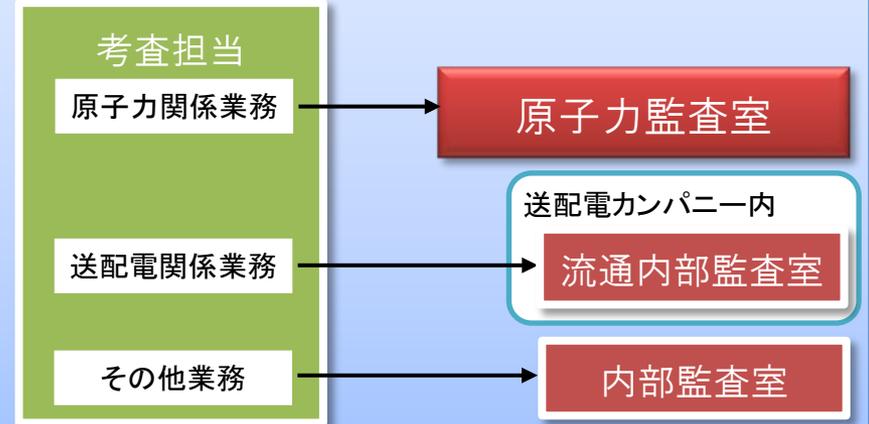
原子力事業統括部の設置

○土木・建築分野を含め、原子力関係業務を一元的な体制で行います



原子力監査室の設置

○原子力部門における内部監査機能の強化を図ります
(送配電カンパニーには、流通内部監査室を設置)



*「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、泊発電所原子炉施設の運転に関し、保安のために遵守すべき事項を事業者自らが定め、原子力規制委員会が認可したもの。

【参考】2018年4月の組織体制図

